

自家発 Q & A 58

自家発電設備の設置工事に関する法規制

12月号に引き続き、1月号の自家発Q & Aでは建設業法による規制として、建設業の許可を受けて建設業を営む者に対して義務づけられる、建設工事現場及び営業所に配置する技術者について解説します。

Q 1

12月号の自家発Q & Aでは自家発電設備の設置工事を行うに当たっての建設業法による規制として、工事業者には建設業の許可が必要で、更に許可の区分（特定建設業又は一般建設業）と業種（電気工事業、機械器具設置工事業）が定められていることの一連の説明がなされました。

建設業法の主な規制にはこの他にどのようなものがありますか。

A 1

建設業法では建設業の許可を受けて建設業を営む者に対して、請け負った建設工事を施工する工事現場に表1に示す「主任技術者」又は「監理技術者」の資格者を置いて、工事の施工の技術上の管理を行うことを義務づけています。

Q 2

この主任技術者又は監理技術者の配置は建設工事の現場ごとに行うのですか。それとも他の現場も兼ねて行うことができるのでしょうか。

A 2

建設業法第26条第3項において、「公共性のある施設若しくは工作物又は多数の者が利用する施設若しくは工作物に関する重要な建設工事で政令で定めるもの」については、主任技術者又は監理技術者は工事現場ごとに専任の者でなければならないこととされています。ただし、監理技術者にあつては、特定建

設業者が当該監理技術者が行うべき職務を補佐する者として、政令で定める者を当該工事現場に専任で置くときは条件つきで兼任が認められています。この政令で定める重要な建設工事は表2に示すものが該当します。

また、ここでいう工事現場ごとの「専任」とは工事現場への常駐を意味するものではなく、表3によるものとされています。

Q 3

建設業法に基づく技術者の配置の義務づけは建設工事現場のみを対象にしているのでしょうか。

A 3

建設業法第7条第2項では、建設業を営もうとする者に対して営業所ごとに専任の技術者を置くことを義務づけています。この営業所の専任技術者は営業所に常駐して専らその職務に従事することになりますが、特例として表4に掲げる要件を満たせば、専任を要しない工事現場（請負金額が3,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満の工事）の監理技術者等になることができます。

建設業法第15条第2項では、建設業29種類のうち総合的な施工技術の必要性・普及状況等から7業種を「指定建設業」(*)とし、特定建設業の許可を受ける際に営業所に必要な技術者及び、工事現場に配置する資格者（監理技術者又は主任技術者）の資格要件を他の22業種よりも厳しく定めています。

※「指定建設業とは土木工事業、建築工事業、電気工事業、管工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、造園工事業の7業種」

自家発電設備の設置工事に係る電気工事業は指定建設業に該当することから、電気工事業の許可を受ける際に営業所に必要な技術者の資格要件を表5に、電気工事業の許可を受ける際に工事現場に必要な資格者の資格要件を表6に示します。

表1 工事現場への配置が必要な技術者

主任技術者	又は	監理技術者
建設業の許可を受けた者が建設工事を施工するときは、元請・下請、請負金額に係わらず工事現場における工事の施工の技術上の管理を行う者として、主任技術者を配置しなければならない。 (建設業法第26条第1項) 注：建設業者（許可業者）であれば、500万円未満の軽微な工事でも、主任技術者の配置が必要。		発注者から直接請け負った建設工事を施工するために締結した下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）以上となる場合は、主任技術者に代えて監理技術者を配置しなければならない。 (建設業法第26条第2項)

表2 工事現場ごとに主任技術者又は監理技術者の専任が必要な建設工事（概要）
(建設業法施行令第27条第1項)

次の何れかに該当する建設工事であって、工事一件の請負金額が3,500万（建築一式工事の場合は7,000万）以上のもの。 1 国又は地方公共団体が注文者である施設又は工作物に関する建設工事 2 鉄道、道路、橋、ダム、港湾施設、上下水道等の公共性のある施設又は工作物に関する建設工事 3 電気事業用施設、ガス事業用施設に関する建設工事 4 学校、図書館、病院、デパート、事務所、ホテル、共同住宅、寺院、工場等の公衆又は多数の人が利用する施設又は工作物に関する建設工事

表3 建設業法第26条第3項で定める「専任」について
(平成30年12月3日付国土建第309号「主任技術者又は監理技術者の「専任」の明確化について」)

ここでいう専任とは、他の工事現場に係る職務を兼務せず、常時継続的に当該工事現場に係る職務にのみ従事することを意味するものであり、必ずしも当該工事現場への常駐（現場施工の稼働中、特別の理由がある場合を除き、常時継続的に当該工事現場に滞在していること）を必要とするものではない。

表4 営業所の専任技術者が工事現場の資格者を兼ねることができる要件（概要）
(平成15年4月21日付国総建第18号「営業所における専任の技術者の取扱いについて」)

1 当該営業所において請負契約が締結された建設工事であること。 2 工事現場の職務に従事しながら実質的に営業所の職務にも従事しうる程度に工事現場と営業所が近接し、当該営業所との間で常時連絡をとりうる体制にあること。 3 所属建設業者と直接的かつ恒常的に雇用関係にあること。
--

表5 電気工事業の許可を受ける際に営業所に必要な技術者の資格要件

許可の区分	特定建設業	一般建設業
資格要件	① 一級電気工事施工管理技士 ② 技術士（電気・電子部門） 〃 （建設部門） 〃 （総合技術監理部門）	①及び②（左記） ③ 二級電気工事施工管理技士 ④ 第一種電気工事士 ⑤ 第二種電気工事士+実務経験（3年） ⑥ 電気主任技術者（第一種～第三種）+実務経験（5年） ⑦ 建築設備士等+実務経験（1年） ⑧ 指定学科+実務経験（3年又は5年） ⑨ 実務経験（10年）

表6 電気工事業の許可を受ける際に工事現場に必要な資格者の資格要件

工事現場に必要な資格者	監理技術者	主任技術者
資格要件	表5の特定建設業に必要な技術者の資格要件と同じ	表5の一般建設業に必要な技術者の資格要件と同じ